

(逗子市の基本情報 R4.8.1)

(人口) 59,186人 (面積) 17.28km²

(内訳) 40～64歳 22,058人 65歳以上 18,489人

75歳以上 11,023人 85歳以上 3,928人

(高齢化率) 31.24% (要介護認定者数) 4,249人

(日常生活圏域) 3圏域 (東部・中部・西部)

(介護保険料) 5,810円 (第5段階)

参考：神奈川県平均6,028円 全国平均6,014円 (第8期)

(市内の相談支援機関)

地域包括支援センター (3か所) 基幹型地域包括支援センター (1か所)

居宅介護支援事業所 (27ヶ所) 在宅医療介護連携拠点 (1か所)

生活困窮者自立相談支援機関 (1か所)

基幹相談支援センター (1か所) 療育教育総合センター (1か所)

子育て支援センター (1か所) 子ども家庭総合支援拠点 (子ども相談室) (1か所)

市の計画・ビジョンについて

- 逗子市総合計画（2015）
「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」
- 第7期高齢者保健福祉計画（2018）
「地域包括ケアの深化・推進 地域共生社会の推進」
- 地域福祉計画追補版（2019）
「多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築」
- 第8期高齢者保健福祉計画（2021）
「地域包括ケアに基づく地域共生社会への実現へ」

地域包括ケアから地域共生社会へ

(2015年)

生活困窮者自立相談支援事業の開始

(2016年)

基幹型地域包括支援センター設置 日常生活圏域に各1か所ずつ地域包括支援センターを設置
地域包括ケア会議・生活支援体制整備事業 生活支援CO配置
CSWの育成（コミュニティソーシャルワーク研修）

(2017年～)

ケアマネジメント適正化事業、フレイルチェック事業等、地域支援事業における複数の相談支援や地域づくりに関する事業を実施

(2020年)

福祉部社会福祉課地域共生係を新設
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（国モデル事業）の実施

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業 (国モデル事業) の実施 (令和2年度)

○ 地域共生系の設置

地域包括支援センターと生活困窮者の自立相談支援機関が連動する。

相談支援包括化推進員（1名：社会福祉士・精神保健福祉士）を配置する。

○ 分野を超えた福祉の総合相談窓口の開設

複合化した課題を抱える事例に対応 事例分析と傾向を把握

対応した約30事例の中から「疾患や加齢、障がい、生活状況などに課題を複数有する世帯は、困窮に陥りやすく、未然に専門職の相談窓口につなぐなどの支援が必要である」ということがみえてきた。

○ 多機関との協働 (庁内他課 各相談支援機関等)

潜在化していた複雑で複合化した課題を有する人たちが、新型コロナの影響に伴い、顕在化してきた。

伴走的支援で本人の意欲を引き出す働きかけを行ない、今後についての選択肢が増えつつある。

○ 相談支援包括化推進会議 (地域包括ケア会議の仕組を援用) 現在企画中

複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援について、深刻な課題を見過ごすことのないよう予防的に取り組むために、支援関係者間の積極的な情報交換や連携をできるようにする。

包括的支援体制整備に向けた重層的支援体制整備事業の取組

○地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するために相談支援（属性を問わない相談支援）、参加支援（孤立しない社会参加の支援）、地域づくりに向けた支援（誰でも参加できる地域づくり）を一体的に実施し、地域共生社会の構築を目指す。

（取組の一例）

- 認知症や生活困窮、身寄りのない高齢者の支援など、複雑で複合化した課題への支援を多く積み重ねてきたが、高齢者のみならず、その世帯全体を見渡すような支援をする必要があるのではないかとすることは各地域包括支援センターや自立相談支援機関において検討がなされてきた。
- 社会福祉協議会や各地域包括支援センターは、地域住民を主体とした通いの場づくりや助けあいの仕組みをいち早く作り、人同士のつながりづくりや介護予防に活かしてきた。

（課題）

○高齢者中心の支援ではあるが、結果的には世帯員全体にかかわるような支援をするには制度上の権限がなく、法令の範囲内でしか対応ができない。

○「相談⇒連携⇒参加⇒地域づくり」の一連の支援は、人員の補強や住民に身近な場所に拠点が必要である。

主要な取組事項

（「相談支援」に関する体制・取組の内容）

- ・各日常生活圏域毎の地域包括支援センターを包括的相談支援機関とし、相談支援包括化推進員（社会福祉士）を1名配置し、多機関協働事業・参加支援事業をあわせて実施する。
- ・包括的相談支援体制は、地域包括支援センターと基幹型包括支援センターが密接な連携のうえ構築する。
- ・アウトリーチ等継続支援については、支援ニーズがあるにもかかわらず表出されない人・世帯に対し、各地域包括支援センターが中心となり積極的なニーズの掘り起こし等を行い、ケースに支援が行われる体制整備を図る。
- ・各地域包括支援センターが開催する重層的支援会議及び市（基幹型包括支援センター）が開催する支援会議については、これまでの各種会議等のフレーム及びノウハウを活用して、効率的・効果的に実施していく。

主要な取組事項 （「参加支援」に関する取組の内容）

- 既存の参加支援では対応しきれないニーズに対して、各地域包括支援センターに配置されている相談支援包括化推進員（多機関共同事業と兼務）が地域資源等を活用した多様な支援を実施する。
- 包括的相談支援、他機関共同事業等から把握されたケースにおいて、社会への参加等が必要な要支援者に対しては、状況に応じた伴奏的支援等を行う。
- 社会的孤立が様々な地域課題の原因となることから、長期にわたるひきこもり等の支援にあたり、既に活動を行っている機関や団体等の密接な連携を図る。
- 各地域包括支援センターに対して生活支援体制整備事業（第2層生活支援コーディネーター）を委託していることから、参加支援事業と地域づくり事業との効果的な連携を図る。

主要な取組事項

（「地域づくり支援」に関する取組の内容）

- 生活支援体制整備事後湯において第1層生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に、第2層生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに委託していることから、これまでの地域包括ケアシステムにおける介護予防や生活支援の取り組みを基盤としたうえで、対象を様々な属性へ広げていく。
- 通いの場の活動を多世代交流が図られる場へ対象の拡大を目指す。
- 地域の生活に関わる多面的な課題に地域住民が取り組む事を目的とした「住民自治協議会」を活用し、地域住民による福祉のプラットフォーム形成を行う。